

## 船橋市硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、船橋市硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例（平成20年船橋市条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条の規則で定める基準)

第2条 条例第2条の規則で定める基準は、水素イオン濃度指数が2.0以下であることとする。

2 前項の基準は、日本工業規格K0102の12.1に定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

(身分を示す証明書)

第3条 条例第6条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書（別記様式）とする。

附 則

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

別記様式

|                                                                   |       |              |
|-------------------------------------------------------------------|-------|--------------|
|                                                                   |       | 第 号          |
| <div>写真</div>                                                     | 身分証明書 |              |
|                                                                   | 所属名   |              |
|                                                                   | 氏名    |              |
|                                                                   | 生年月日  |              |
| <p>上記の者は、船橋市硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例第6条第1項の規定により、立入検査を行う者であることを証明する。</p> |       |              |
|                                                                   |       | 年 月 日発行      |
| 船橋市長                                                              |       | <div>印</div> |